

被扶養者の異動による手続きをお忘れなく



春は異動の多い季節です。就職で健康保険に加入したり、前年の収入が増えた方はいらっしゃいませんか。組合員の皆さまが、被扶養者の状況をいつも正確に把握し、認定要件に該当しなくなった場合は、早急に取り消し手続きをお願いします。遅延して取り消した場合、その間に医療機関で受診した医療費等は、後日共済組合に返還していただきます。また、就職等で新しい健康保険や国民健康保険に加入した後に医療機関で受診するときは、必ず新しい保険証を提示し、種別や番号が変更になったことを受付で申し出してください。

被扶養者の要件を欠く事由	取り消し日
就職(健康保険・国民健康保険に加入)	就職した日(健康保険・国民健康保険に加入した日)
収入の増加(給与収入や事業所得の増加) 恒常的な収入が、過去1年間の累計で 130万円以上になったとき	給与収入の場合… 130万円以上になった月の翌月1日
	事業収入の場合…確定申告した日
公的年金等の受給権発生や 年金額の増額改定 障害の年金または60歳以上の年金受給者は、年金を含めた恒常的な収入が 180万円以上になったとき(それ以外の人は130万円以上)	裁定通知書または改定通知書が交付された日
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日
離婚	離婚届の受理日
配偶者の父母などの同居が認定要件である人の別居	別居した日
扶養者の変更	変更した日
死亡	死亡した日の翌日